

2024年度東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科
インド・ASEANにおける歯学・歯科医療グローバルプログラム 募集要項
(日本政府奨学金受給外国人留学生用)

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科は、「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の一環として、日本政府奨学金より歯学に関する研究を行う外国人留学生を下記のとおり募集する。

1. 専攻分野及び募集人員

- (1) 専攻分野 : 医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の分野
- (2) 募集人員 : 8名

2. 出願資格及び条件

- (1) 対 象 : 大学院レベルの外国人留学生として原則新たに海外から留学し、成績評価係数が2.30以上（満点3.00）であり、受給期間においてもそれを維持する見込みのある者。
(※成績評価係数の算出ができない場合、下記の「7. 応募手続」の(5)推薦状を参照すること)
(※既に国内に滞在している者からの出願も若干名受け付けるが、事前に学生受入係に相談すること)
- (2) 国 籍 : 日本国政府と国交のある国のものを有すること。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とならない。
※インドおよびASEAN 諸国国籍者を優先的に受け入れる。
- (3) 年 齢 : 2024年4月1日現在で満35歳未満の者
- (4) 学 歴 : 次のいずれかに該当する者
 - イ) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び2024年9月修了見込みの者
 - ロ) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（前号の指定を受けたものに限る。）において課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
 - ハ) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学、薬学又は獣医学（6年の課程）を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年9月30日において24歳に達している者
- (5) 健 康 : 心身ともに健康である者。また、大学における学業に支障がないこと。
- (6) 語 学 : 英語能力が十分な者として、以下のいずれかの条件を満たす者。
 - ① 入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB2相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
(B2レベルに相当するスコア：TOEFL iBT 72-94、IELTS 5.5-6.5等)
 - ② 日本の大学院への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
- (7) 渡 日 : 2024年9月18日から同年10月14日までに必ず渡日出来る者

- (注1) 現役軍人又は軍属の資格のまま入学することは出来ない。
(注2) 指定期日までに渡日出来ない者は入学を取り消す。
(注3) 自国政府や民間団体等他の機関からの奨学金等を受給している者は採用しない。
(注4) 修士修了見込みで出願した者で、2024年9月30日までに修了出来ない者は、入学を取り消す。
(注5) 次のいずれかに該当する者は、応募することは出来ない。

- ① 2024年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生（大学推薦）に本学以外の日本の大学から推薦を受けて応募している、もしくは応募する予定の者。
② 2024年度もしくは2025年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生（大使館推薦）の募集に応募している、もしくは応募する予定の者。
③ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生を対象とした支援制度により日本の大学に留学する予定の者。

- (8) 査証取得： 渡日時に「留学」の査証を必ず取得していること。また、採用された者が、例外的に、採用前に「留学」以外の在留資格で日本に在留し日本国内で資格を変更する場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」とする必要があるので、留意すること。

（「留学」以外の査証あるいは在留資格をもって渡日する者は、国費外国人留学生の資格は有しない。また、本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者についても、在留資格変更時点で国費外国人留学生としての資格を喪失するので留意すること。）

※既に国内に滞在している者で現在の在留資格が「留学」の場合、更新手続きは日本国内で行うことができる。（現在の在留資格が「留学」となっていない者については、必ず、奨学金支給開始予定月の前月末日までに「留学」の在留資格に変更手続きを行うこと）

3. 奨学金支給期間

原則として、留学生である2024年10月から2028年9月までの4年間

4. 奨学金・旅費・授業料等

- (1) 奨学金： 月額 148,000円（2023年実績）を支給する。

但し、留学生が大学を休学又は長期欠席した場合は、原則として支給されない。

(2) 旅費

- ① 渡日旅費： 渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港から成田国際空港又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。

（注1） 渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港使用料、空港税、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は自己負担とする。）

- ② 帰国旅費： 奨学金支給期間終了後、所定の期日までに帰国する留学生に対しては、（本人の申請に基づき）成田国際空港又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰省する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

（注1） 渡日及び帰国の際の保険料は自己負担とする。

（注2） 出発及び到着空港は留学生が国籍を有する国の空港に限る。

- (3) 授業料等： 入学検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

5. 選考及び入学許可通知

- (1) 東京医科歯科大学は、応募書類により候補者を選考し、文部科学省に推薦する。
- (2) 文部科学省は、東京医科歯科大学から推薦された候補者を審査のうえ、日本政府奨学金受給外国人留学生としての採用を決定し、東京医科歯科大学に通知する。
- (3) 入学許可は、文部科学省の通知に基づき、7月上旬頃に本人に通知する。東京医科歯科大学での在籍身分は正規の大学院生とする。

6. 特別コースの特色

- (1) 英語を用いて教育研究を行う。
- (2) 希望者は以下のコースを選択できる。
 - 【ベーシックコース】
 1. クリニカルデンタル研修コース
 2. デンタルアライアンス研修コース
 3. コミュニティデンタルヘルス研修コース
 4. デンタルエデュケーション研修コース
 - 【アドバンスドコース】
 1. グローバルクリニカルエキスパートコース
 2. グローバルデンタルデータサイエンスコース
- (3) 留学中の研究成果を学位申請論文としてまとめ、本研究科に提出することが出来る。本研究科が、それを学位論文として認めたとき、本学から研究内容により博士（歯学）または博士（学術）の学位が授与される。

7. 応募手続

応募者は、下記の書類を**2023年12月8日（金）から2024年1月12日（金）（必着）までに**、東京医科歯科大学国際交流課学生受入係に提出する。

- (1) 申請書（両面印刷）
- (2) 専攻分野及び研究計画（両面印刷）
- (3) 推薦調書（別紙様式1）（指導予定教員作成）
- (4) 総合成績評価報告書（別紙様式3）（指導予定教員作成）
- (5) 推薦状

（学生の場合は所属大学等の研究科長レベル以上の者、有職者の場合は官公庁・事業所等の長の者から**東京医科歯科大学長あて**の推薦状とする。その他、本人を良く知っている指導教員等の個人的推薦書を付け加えることが望ましい。）

（成績評価係数の算出ができない場合、算出できない理由とともに、2.30以上に相当すると判断した根拠を「〇〇研究科において成績順位が〇人中〇位のため上位30%以内である」と東京医科歯科大学長あての推薦状に記載すること。これ以外の根拠は認めない。なお、計算の結果、成績評価係数が2.30未満の者を推薦することは、上記推薦状提出をもってしても認めない）
- (6) 写真

（最近6か月以内に撮影したもので、4.5 cm×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データ可）
- (7) 本国の戸籍謄本または市民権等の証明書
- (8) 出身大学及び大学院の成績証明書（出身大学で発行したもの）
- (9) 出身大学の卒業証明書及び出身大学の修了（見込み）証明書又は学位記
- (10) 最終出身大学又は大学院において優秀であることを証明する学業成績

（例えば、GPA、ABCのクラス分け、具体的な順位（〇人中第〇位）等、最終出身大学又は大学院における成績が明確に判る指標）
- (11) 修士論文又はそれに代わる研究業績（英語）

（ただし、修士論文の不要な修士課程の出身者は、それを申し出るとともに修士論文に代わる

ものがあれば提出。)

- (12) 語学能力、専門能力を客観的に示す材料
(例えば、TOEFL、TOEIC 等の成績表)
- (13) パスポート (写)
- (14) 健康診断書：直近 6 か月以内のもの (別紙様式 4)

8. 書類申請にあたっての留意事項

- (1) 日本政府奨学金受給外国人留学生として本学から文部科学省への推薦にあたり、指導教員の推薦調書等が必要になるので、事前に指導教員とよく連絡をとり、研究の打合せ等しておくこと。
- (2) 提出書類は、日本語又は英語のいずれかにより、可能な限り文書作成ソフト等を用いて全て A4 判両面印刷に統一して作成すること。(その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。(証明書類についてもその他の言語の場合には、日本語による訳文を添付すること。))
- (3) 提出書類は、紙媒体とともに文書作成ソフト等で作成したデータも提出すること。EXCEL 及び WORD 文書は PDF 化しないこと。
- (4) 提出書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、付属書類が完全に揃っていない場合、又は提出期日が過ぎたものについては受理しない。
- (5) 提出書類は、一切返却しない。

9. 募集方法

これまで東京医科歯科大学と共同研究、研究者の受入れ等の実績のある協定校、ならびに他の教育機関・研究機関・行政機関等から広く優秀な人材を募集する。

10. 注意事項

- (1) 留学生は、次の場合、奨学金の支給を取り止められることがある。
 - ① 提出書類の記載に虚偽が判明したとき。
 - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 大学において、懲戒処分を受け、もしくは成業の見込みがないと判断されたとき。
 - ④ 1 年毎の各時点における学業成績係数 2.30 を下回ったとき。
- (2) 留学生は渡日に先立ち、日本の風土、習慣、気候、大学状況について、あらかじめ承知しておくことが望ましい。また、教育研究は、英語を用いて先行的に進めるが日常生活ではすぐに日本語が必要になるので、日本語についてある程度の用意をしておくことが望まれる。
- (3) 渡日後、すぐには奨学金を受給できないので、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を 2000 米ドル程度用意することが望まれる。
- (4) 2024 年度の秋に東京工業大学と統合し、新大学「東京科学大学」に移行する。統合日以降は新大学の修了となるため、新大学の名称で学位記を発行することになる。

11. 提出先及び問い合わせ先

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45
東京医科歯科大学国際交流課学生受入係
(TEL : 03-5803-4076/4077 FAX : 03-5803-0366)
E-mail : fssu@ml.tmd.ac.jp